

令和元年度「第1回農業経営セミナー」開催要領

～消費税の軽減税率と事業承継の税制～

**消費税の軽減税率制度は
直売や農産加工に取り組む農家
などに関係があります！**

群馬県担い手育成総合支援協議会
(群馬県農業経営相談所)

10月1日から消費税が10%へ増税され、同時に軽減税率制度の適用が始まりました。軽減税率の適用の区別や売上げの計算方法の変更に加え、簡易課税制度におけるみなし仕入率の引き上げなど、農業者の皆さんは対応を迫られていることと思います。

また、同じく農業者に関わりの深いテーマである事業承継についても、一定の要件のもとで個人農家の承継にかかる贈与税・相続税の納税が猶予される仕組みが令和元年度税制改正により創設されました。

今回のセミナーではこれら消費税の軽減税率や事業承継の税制について、農業に明るい税理士を講師にお招きして分かりやすく解説をしていただきます。

1. 日 時 令和元年11月14日(木) 午後1時30分～
2. 場 所 「ぐんま男女共同参画センター」 4階 大研修室
住所：前橋市大手町1-13-12
3. 対象者 消費税の軽減税率制度や事業承継に興味がある県内農業者・関係団体等
4. 内 容 ■講 演「農家の消費税と事業承継」
講 師 税理士法人田子会計事務所
会長 田子 一夫 氏

昭和57年に前橋市東上野町に田子会計事務所を開業、以来37年にわたり、地元前橋市を中心に、県内全域の企業や個人農業者の経営をサポートする。農業分野においても県内有数の実績・経験を有し、現在は20名以上のスタッフが所属する税理士法人の会長として、税務・経理のみならず幅広く経営相談や開業支援等に携わる。

5. 参加申込 (別紙)にて11月8日(金)までにFAX・電子メール等で申込み下さい。
6. 問合せ先 群馬県担い手育成総合支援協議会
【事務局：(一社)群馬県農業会議 担い手支援課 新保】
〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル
電話 027-280-6171 / FAX 027-255-6461
E-mail : gn-shinbo@nca.or.jp